らの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五条の二の二第五項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料について適用し、同日前に生じた同項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同項第二号中「同条第二十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改める。

第四条の二第一項第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同項第二号中「同条第二十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「第二十六条第三十三項各号」を「第二十六条第三十八項各号」に改め、同条第二十一項中「第二十六項、第二十七項」を「第二十七項、第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「同条第二十六項第一号、第二十七項第一号」を「同条第二十七項第一号、第二十八項第一号」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五号

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十六条第一項及び第四項、第三十九条第四項第三号並びに第四十三条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「税額加算規定に」を「基準法人税額から当該税額加算規定に」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額」を「課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改め、同項第一号中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次号及び次項において「復興財確法」という。）第三十三条第一項」を「法第五条の三十一第一項」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項及び復興財確法」を「第五条の三十一第一項及び第四十三条第一項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）」に改め、同条第二項中「復興財確法第三十三条第一項」を「法第五条の三十一第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「税額加算規定に」を「基準法人税額から当該税額加算規定に」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額」を「通算課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該通算課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改め、同項第二号中「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「当該税額加算規定」を「当該基準法人税額から当該税額加算規定」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額が当該基準法人税額」を「他の課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該他の課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改める。

第四条第一項中「復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項」を「防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項」に改め、同条第二項中「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項」を「防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項」に改める。

第十八条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十九条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第十九条第一項の表租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十三項の項及び租税特別措置法施行令第四条の九第九項、第四条の十第五項、第四条の十一第五項及び第五条第五項の項を削り、同条第二項中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項又は」を「第十項又は」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十項」に改める。